

学位論文題名

「無罪の発見—証拠の分析と判断基準」

学位論文内容の要旨

本書は、刑事裁判における事実の認定の問題に関連する論文八通(講演原稿に加筆したものを含む)と判例評釈二通を収録し、内容は三部に分かれる。

第一部は、証拠の分析・評価・総合についての基本的考察に関するもので、「自白の信用性の判断基準と注意則」(1)、「犯人識別供述の信用性に関する考察」(2)、「状況証拠の評価と事実認定」(3)からなる。このうち、(1)は、多数の裁判の判決理由・上告趣意および事実認定に関する諸文献を参考にして、被告人の捜査官に対する自白の信用性の有無の判断基準およびその際の留意事項(注意則)を抽出・整理して、それらの基準・注意則の合理的根拠とそれらの妥当すべき限界などを考察したものである。(2)は、多数の誤判事例および多数の文献・実験結果・立法例などを参考にして、目撃証人による犯人と被告人との同一性の確認(犯人識別供述)の一般的信用度とその供述の誤謬の原因を検討し、誤謬の原因を検討し、誤謬の生じやすい場合および誤謬の存在を示唆する供述徴表の種類を類型化し、この種の証拠によって事実を認定する際の注意則について考察し、また英米の判例・実務規範などを参考にして、この種の証拠を扱う際の捜査上の問題点について考察している。(3)は、やはり過去の裁判例・関係文献を参考にして、状況証拠の評価および状況証拠による事実の認定に関する判断基準・注意則などを明かにするとともに、状況証拠の発見・これに基づく事実の認定の確実性を検証するための諸方法などを考察している。

第二部は、応用編ともいふべきものであり、「冤罪事件を見る目—米谷事件を素材として」(4)、「年少者の証言など—板橋強制わいせつ事件上告審判決について」(5)、「いわゆる共犯者の自白をめぐって—山中事件上告審判決について」(6)からなる。いずれも、具体的な裁判事例の訴訟記録又は判決文や上告趣意などを素材にして、第一部で論じた自白、犯人識別供述、状況証拠をはじめとして、そのほか法医学鑑定、年少者の証言、共犯者の自白などを用いてする事実の認定に関する判断基準・注意則などの具体的適用上の諸問題を考察している。

第三部は、「虚偽自白と弁護活動」(7)、「公判廷における自白の信用性」(8)、

「被疑者専問のテープ録音制度」(9)、「職業裁判官と事実認定」(10)からなる。このうち、(7)は、被疑者の虚偽自白に関する心理的なメカニズム、虚偽自白をもたらす諸原因、わが国の誤判の有力な一原因は捜査段階で有罪方向の証拠が体系化されるとともに、無罪方向の証拠がゆがめられ又は飛散・消失などしやすい点にあることを指摘・考察し、弁護人において自白の信用性を争い又は自白の虚偽性を論証する際の着眼的・注意則・方策などについて述べている。(8)は、重罪事件に関する被告人の公判廷における虚偽の自白の諸事例を取り上げ、虚偽自白の心理的原因などについてさらに考察を進めたものである。(9)は、イギリスにおける被疑者専問のテープ録音制度の導入に至る経緯・論議を紹介するとともに、わが国でこの制度を採用した場合、捜査官による圧迫的な取調べ・誤判・裁判の遅延などを防止する効果の大きいことを指摘し、この制度の導入に関し考慮すべき問題点などを論じている。(10)は、誤判の原因は、(7)で述べた以外に、職業裁判官の予断・偏見、人間知・世間知の不足、証拠の存在形態や誤謬可能性に対する洞察の不足、プロなるがゆえの洞察力の過信にあるとして、それらに影響する諸要因の分析および誤判の防止のための諸方策などについて考察している。

本書の内容にみられる特徴・独自性は、次のとおりである。第一に、自白・犯人識別供述・状況証拠の評価・分析・その信用性の判断基準・注意則に関する著書・論文はいろいろあるが、わが国の誤判事例を網羅的に取り上げこれを素材とした点および叙述の詳細さと包括的・体系的な点において、本書の各論文は特徴的である。第二に、全く独創的とまではいえないが、証拠の評価および事実認定の方法・論証の方法などについて、いろいろな実践上の示唆・提案——たとえば、「被告人の供述史の再現とそのフォローの必要性」、「自白内容の複合的構造への留意」、「虚偽自白の一原因である精神的疲労の蓄積を示す身体症状への留意」、「主要証拠の除外的考察方法」、「輪郭の不明瞭な状況証拠の発見の必要」、「証拠構造のゆがみの考慮」、「積極的・探索的な態度による無罪証拠の発見の努力の必要」、「各種の仮説の設定による考察方法」、「有罪証拠の欠陥を示しかつ無罪を示唆する証拠は必ずしも法廷に現れるものでないことへの留意」など——を試みている。第三に、本書のすべての論文を通じて、次の三点——わが国に特有な捜査のあり方に由来して、有罪方向の証拠は誇張化された形で現れ、無罪方向の証拠は矮小化された形で現れやすいこと、また在

野の生活・弁護士の経験をもたない、キャリア・システムの下での裁判官はつねに証拠の欠陥の発見に優れているとはいいがたいこと、証拠の取捨・選択を裁判官の自由な心証に委ねる主義はしばしば独断と恣意に門戸を開きやすいことを、多数の誤判事例の分析を基にして指摘し、これらに起因する誤判を防止するためには、直感と経験を重視する有罪認定をできるだけ排除し、合理的な判断能力を有するすべての人による追検証可能な有罪認定をすべきであること、そのためには過去の誤判事例をできるだけ数多く集め詳細に検討して、できるだけ網羅的な、証拠の判断基準と注意則を樹立する必要のあること、およびテープ録音制度の導入により捜査段階における被疑者の取調べの可視性を高めるべきことを強調することに努めている。これが本書全体のモチーフとなっている。論文全体の分量はA4版で425頁である。

学位論文審査の要旨

主査 教授 能勢 弘之
副査 教授 小暮 得雄
副査 助教授 今井 猛嘉
副査 助教授 佐藤 鉄男

本論文は、刑事裁判における事実認定、とりわけ証拠の分析とその判断基準に関して、これまで著者が発表してきた論文9編に大幅な加筆を行い、新たに執筆した論稿を加えて体系化し、「無罪の発見」と題する著書として、すでに公刊されたものである。

すなわち、わが国の誤判事例を網羅的にとり上げ、これを素材として詳細に分析した上で、その実証的知見に基づいて、①自白の信用性（Ⅰの1）、②犯人識別供述（Ⅰの2）、③状況証拠（Ⅰの3）、④法医学鑑定（Ⅱの4）、⑤年少者の証言（Ⅱの5）、⑥共犯者の自白（Ⅱの6）、⑦虚偽自白と弁護活動（Ⅲの7）、⑧公判法廷における自白の信用性（Ⅲの8）のそれぞれに関する判断基準・注意則を抽出・整理して、それらの基準・注意則の合理的根拠とそれらの妥当すべき限界などを明らかにする。加えて、イギリスにおける被疑者尋問のテープ録音制度を紹介しつつ、この制度の持つ効果を検証し（Ⅲの9）、職業裁判官の事実認定を論じて（Ⅲの10）、誤判防止の諸方策を考察したものである。

本論文の内容に見られる特徴・独自性は、次のように要約できるであろう。第一に、判断基準・注意則の抽出にあたり、わが国の誤判事例を網羅的に取り上げ、これを素材とした点と、その叙述の詳細さ、及び包括的・体系的な点において、本論文は極めて特徴的である。第二に、証拠の評価及び事実認定の方法・論証の方法などについて、多様な実践上の示唆・提案、例えば「被告人の供述史のフォローの必要性」、「自白内容の複合的構造への留意」、「虚偽自白の一原因である精神的疲労の蓄積を示す身体状況への留意」、「主要証拠の除外的考察方法」、「輪郭の不明瞭な状況証拠の発見の必要」、「証拠構造の歪みの考慮」、「積極的・探索的態度による無罪証拠の発見の努力の必要」、「各種の仮説の設定による考察方法」、「有罪証拠の欠陥を示しかつ無罪を示唆する証拠は必ずしも法廷に現れるものではないことへの留意」など、を試みている。第三に、本論文のライトモチーフともいえるべき3点、すなわち①わが国に特有な捜査のあり方に由来して、有罪方向の証拠は誇張化された形で現れ、無罪方向の証拠は矮小化された形で現れやすいこと、②在野の生活・弁護士の経験をもたないキャリア・システムの下で裁判官は常に証拠の欠陥の発見に優れているとはいえないがたいこと、③証拠取捨・選択を裁判官の自由な心証に委ねる主義はしばしば独断と恣意に門戸を開きやすいことを指摘し、誤判防止のためには、（1）直感と経験を重視する有罪認定をできるだけ排除し、合理的な判断能力を有するすべての人による追検証可能な有罪認定をすべきであること、（2）そのためには過去の誤判事例を可能な限り数多く集め、詳細に検討して、できるだけ網羅的な、証拠の判断基準と注意則を樹立する必要があること、および（3）テープ録音制度の導入により捜査段階における被疑者の取調の可視性を高めるべきことを強調することに努め、これに成功したことである。

これを要するに、本論文は、わが国の刑事裁判の虚飾をはぎとり、刑事裁判の核心を衝いた、正面からの本格的な事実認定研究の集大成であり、長く価値ある研究論文として歴史に残ると思われる。今後、刑事裁判、とりわけ白・黒の争われる難事件の担当者達は、誰であれ、本論文と本論文が指摘する方法論や警鐘、経験則を無視することが困難になり、帰するところ、冤（えん）罪の救済に決定的な役割を

果たすであろう。

もっとも、本論文は、純粹理論的な法解釈を展開するものではない。その意味で、通例の学位請求論文とは趣を異にしている。しかし、この点は本論文の学術的評価を貶めるものではないであろう。30年間の裁判官としての豊かな実務経験に裏打ちされた心理学的、社会学的、実証的分析にもよる極めて優れた総合的事実認定論として、また極めて実践的な事実認定の手引き書として、わが国刑事法学界ならびに刑事裁判実務に貢献するところ大なるものがあり、実務と理論の架橋を果たされた著者の業績の集大成として高い評価に値するものと思われる。よって、著者は、博士(法学)の学位を授与される資格あるものと審査員全員一致で認める。